

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 国務院常務会議 有効な投資拡大で景気てこ入れを決定
- 国務院 起業・イノベーションの促進意見

【産 業】

- 5 月 70 大中都市の住宅価格 一線都市の上昇幅が拡大

【貿易・投資】

- 5 月の対内直接投資額 前年同月比+7.8%
- 中豪 FTA 正式調印 貿易品目の 9 割以上をゼロ関税へ

【金融・為替】

- 外貨管理局 今後の資本項目改革の方向性示す

■ RMB REVIEW

- 動意薄が続く人民元上値は重い展開か

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「交通運輸部の国家自由貿易試験区での若干の海運政策試行に関する公告」
- 「税額滞納金の減免関連事項の明確化に関する公告」 他



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆国務院常務会議 有効な投資拡大で景気でこ入れを決定

国務院は17日、国務院常務会議で、経済の下振れ圧力に対応するため、重点分野における有効な投資の拡大を図ることを決定した。

具体的には、①農村電力網の改造、食糧備蓄施設・都市部污水处理施設の整備、都市部旧工業地域、鉱工業地域の改造と移転に対する民間投資の積極導入等、②水利、中西部鉄道網等既存の7つの重大プロジェクトに加え、新興産業、製造業の中核的競争力、現代物流、都市軌道交通の4つの新規プロジェクトの推進等、③重大プロジェクト、官民パートナーシッププロジェクト等の貸付審査の迅速化等の重点分野を発表した。

また、都市部のバラック地区の改造による民生の改善や企業の各種登記制度の簡素化による起業、イノベーションの支援を図る方針も示した。

◆国務院 起業・イノベーションの促進意見

国務院は16日、「大衆の起業、万人のイノベーション」促進を謳った意見を発表した。中国政府は今年3月の全人代(日本の国会に相当)で、今後、中高速成長を維持していく為に、民間の活力を利用した起業・イノベーションを新たな成長原動力の1つと位置づけており、今回の意見も全人代の決定に沿って、制度、財政、金融等9分野に亘る起業・イノベーションの促進方針を示している。

具体的には、制度面では、公正な競争環境の整備、行政費用徴収の整理、営業許可・登記証類の一元化管理、不合理な市場参入障壁の除去、知的財産権の保護強化等、財政面では、零細企業・企業インキュベーター・大学科学技術パーク向けの税制優遇措置の強化、優遇税制におけるハイテク技術企業の認定方法の改訂、ベンチャーキャピタル(VC)に対する所得税優遇策の改善等、金融面では、ベンチャー企業の上場、起債を通じた資金調達支援、上海証券取引所における戦略的・新興産業ボードの開設推進、ネット金融とクラウドファンディングの発展促進等を挙げた。

また、外資によるVC投資の奨励や、中国で起業する外国籍ハイエンド人材に対する在留資格要件の緩和等も盛り込まれている。

【産業】

◆5月70大中都市の住宅価格 一線都市の上昇幅が拡大

国家統計局は18日、5月の70大中都市の不動産価格指数を発表した。

新築商品住宅価格については、前月比上昇した都市数は前月より2都市増加して20都市、前月比下落した都市数は前月より5都市減少して43都市となった。具体的には、深圳市が前月比+6.7%、上海市が同+2.6%と上昇幅が大きく、下落した都市では、唐山市(河北省)が同▲0.6%、南充市(四川省)が同▲0.5%と、下落幅が大きかった。

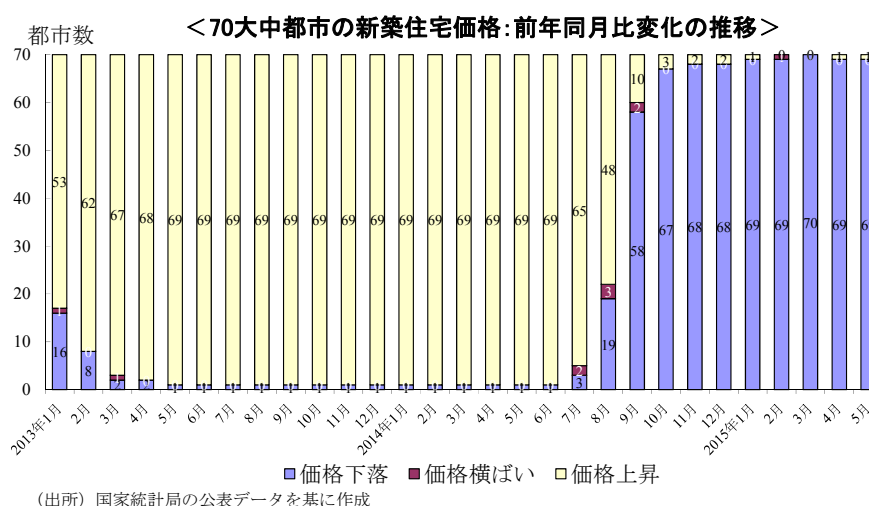
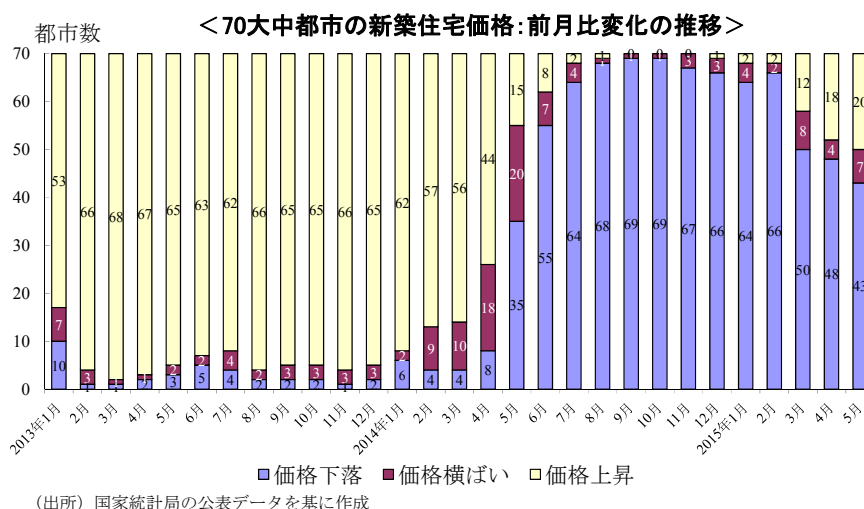
同局は、前月に比べて、一線都市^(注)の住宅価格の上昇が顕著だったのに対し、二線都市^(注)は総じて安定した推移、三線都市^(注)は依然として下落傾向にあるとの見方を示した。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は1都市、下落した都市数は69都市と、何れも前月と変わらないものの、下落した都市のうち、30都市の下落幅は前月より縮小したという。なお、唯一上昇した都市は深圳市で前年同月比+7.7%となった。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市。二線都市:省都、副省級都市を含めた31都市。

三線都市:70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市。

CHINA WEEKLY



【貿易・投資】

◆5月の対内直接投資額 前年同月比+7.8%

商務部の18日の発表によると、5月の新規設立の外資企業数は前年同月比▲14.0%の1,792社(4月:1,929社、前年同月比+2.9%)、対内直接投資額(実行ベース)は同+7.8%の93.3億米ドル(4月:96.1億米ドル、前年同月比+10.5%)となり、企業数、投資額ともに前月の伸び率を下回った。

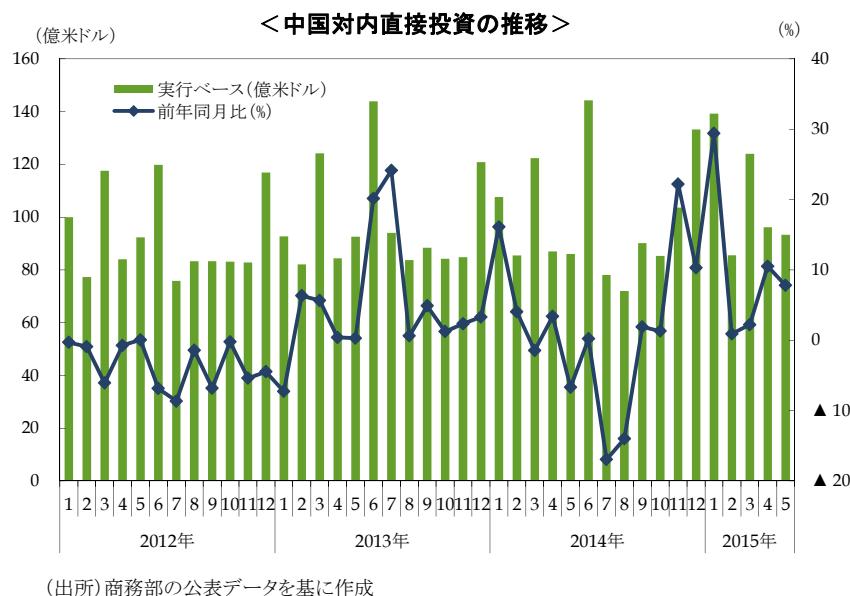
1-5月累計では、新規設立の外資企業数が前年同期比+9.6%の9,582社、対内直接投資額(実行ベース)は同+10.5%の538.3億米ドルとなり、1-4月と比べ伸び幅は外資企業数が7.4ポイント、投資額が0.6ポイントそれぞれ縮小した。

国別では、1-5月の日本からの直接投資は前年同期比▲9.4%の17.8億米ドルとなり、減少幅は1-4月に比べて1.6ポイント拡大。米国からは前年同期比▲32.6%の9.7億米ドルと減少幅が依然大きかった。一方、EUからは同+23.2%の33.1億米ドル、ASEANからは同+3.6%の26.3億米ドルと堅調な伸びを見せた。

産業別では、1-5月のサービス業への投資が前年同期比+23.5%の339.4億米ドルと高い伸び率を維持した一方、製造業への直接投資は同▲5.0%の165.7億米ドルとなった。

なお、1-5月の対外直接投資額は前年同期比+47.4%の454.1億米ドルとなった。

CHINA WEEKLY



◆中豪 FTA 正式調印 貿易品目の 9 割以上をゼロ関税へ

商務部は 17 日、中豪自由貿易協定 (FTA) に正式調印した。今後議会の承認を得て、年内の発効を目指す。

中豪 FTA は 2005 年 4 月の交渉開始後、2014 年 11 月に実質的に妥結し、今回の正式調印に至った。協定の内容は貨物、サービス、投資等 10 以上の分野に亘り、中国が締結した 22 の国・地域に及ぶ 14 の FTA の中で、貿易投資の自由化レベルが最も高い協定の 1 つとなった。

貨物貿易分野では、協定発効と同時に中豪双方の輸出額の 85.4% にあたる製品についてゼロ関税とし、オーストラリア側は最終的に関税品目ベースと輸入額ベースで 100% ゼロ関税を、中国側は関税品目ベースで 96.8%、輸入額ベースで 97% のゼロ関税を実現していく方針。中国のオーストラリアからの輸入品で関税を撤廃する品目には、牛肉 (現行 12~25%、9 年以内に撤廃)、乳製品 (同 20%、4~11 年で撤廃)、コークス炭 (同 3%、協定発効後に撤廃)、自動車パーツとエンジン (同 10%、4 年以内に撤廃)、真珠 (同 21%、4 年以内に撤廃) 等が含まれる。

サービス貿易分野では、オーストラリア側は協定発効時にネガティブリスト方式で市場を開放し、中国側はポジティブリスト方式で市場を開放する。

投資分野では、協定発効時に相互に最恵国待遇を与え、オーストラリア側は中国企業がオーストラリアで投資する際の審査基準を引き下げるとしている。

同部は、中国はオーストラリアの最大の貨物貿易相手国であり、またオーストラリアは中国にとって香港に次ぐ第 2 の投資相手国であるため、協定発効後の両国の産業界と消費者に大きな利益をもたらすものと期待している。

※中豪 FTA の詳細については、下記 URL ご参照

(中国商務部)

http://fta.mofcom.gov.cn/Australia/Australia_xdwb.shtml

(Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade)

<http://dfat.gov.au/trade/agreements/chafta/fact-sheets/Pages/understanding-the-agreement.aspx>

【金融・為替】

◆外貨管理局 今後の資本項目改革の方向性示す

国家外貨管理局は 17 日の第 2 四半期定例記者会見で、今後の資本項目改革の方針について説明を行った。7 月 1 日より中国本土・香港間の証券投資ファンド相互販売を解禁することを明らかにした。中国本土の投資家による香港の公募ファンドの購入と、香港の投資家による中国本土の公募ファンドの購入を可能とする仕組みで、当初の投資枠は各々 3,000 億元に設定する。関連の外貨管理マニュアルも制定し、間もなく公布するという。昨年 11 月解禁の中国本土・香港間の株式相互取引に続き、中国の資本項目の開放がさらに一步前進することになる。

CHINA WEEKLY

また、同局は現在進めている「外貨管理条例(2008年改訂版)」の改訂作業について、資本項目関連の許認可の撤廃・権限委譲の更なる推進、クロスボーダー資金移動に対する統計・モニタリングの強化、金融システム全体の安定を確保するマクロブロード管理の強化、金融危機対応に関する特別規定の追加等を盛り込む方針を示した。

さらに、今後、自由貿易試験区において、新たな資本項目管理方式である「限度枠内の自由両替」の実施を検討していることも示唆した。従来は、直接投資、証券投資、外債等項目ごとでリスク度に応じて規制を定めてきたが、新しい「限度枠内の自由両替」管理方式では、項目ごとの管理を行わず、代わって資本項目全体の限度枠を設け、限度枠内であれば、資金用途を問わず全ての資本項目取引の自由な両替を可能とするという。実施時期は未定。

RMB REVIEW

◆動意薄が続く人民元上値は重い展開か

今週の人民元は6.20台後半で寄り付いた後、ほぼ横ばいの推移が続いた。17日にはFOMCを受けてドルは対主要通貨で下落したが、人民元の反応は鈍く、週を通じて動意に乏しい展開となった。

なお、バブル懸念が指摘されている株式市場は調整地合いとなった。前週末に中国証券監督管理委員会が、株式市場のリスク抑制のため、証券会社が提供する信用取引と空売りに関する規制案を公表したことが嫌気された他、新規株式公開(IPO)が相次いでおり、既に上場している銘柄からIPO銘柄に資金が流れるとの憶測が売り材料となったようだ。

国家統計局が発表した主要70都市の新築住宅価格は前月比+0.1%となり、約1年ぶりに前月比上昇に転じ、ようやく下げ止まる兆しが見えてきた。これまでの中国人民銀行による金融緩和策が奏功した格好だ。ただ、先週発表された固定資産投資(都市部)や不動産開発投資も鈍化傾向が継続するなど、投資の改善には未だ繋がっていない。今後の投資動向に改善が見られるかが注目だろう。

足もとではIMFの調査団が中国を訪問するなど、特別引き出し権(SDR)の構成通貨見直しにむけた人民元の評価作業が進んでいる。国家外為管理局が作業に協力する方針を示すなか、当局による元安誘導は見込みにくい。また、国家外為管理局は1~5月の資本取引フローが流入超になったことを明らかにしており、需給面にみる元高圧力も強まりつつある。

しかし、今週はFOMC後のドル安を受けて対ドル基準値が元高に推移しても不思議ではない局面だったが、対ドル基準値は6.11台での設定が続いた。人民元は6.20付近での横ばい推移が続いているが、これまでのドル高を受けて実効相場は上昇している。そのため、中国経済が力強さに欠けるなか、政府や中銀は人民元の急上昇を望まないだろう。足もとの対ドル基準値の動きは安定推移を望む当局の意図の現れと見られる。

こうしたなか、人民元の上昇も見込みにくく、来週の人民元は現水準での推移が継続すると見られる。

(6月19日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.06.15	6.2080	6.2080~ 6.2098	6.2090	0.0009	5.0278	0.0125	0.80091	0.0002	6.9805	0.0176	2.1700	5302.78	-108.08
2015.06.16	6.2077	6.2072~ 6.2090	6.2084	-0.0006	5.0253	-0.0025	0.80080	-0.0001	7.0103	0.0298	2.8500	5119.81	-182.97
2015.06.17	6.2079	6.2060~ 6.2100	6.2096	0.0012	5.0196	-0.0057	0.80085	0.0000	7.0037	-0.0066	2.4600	5203.90	84.09
2015.06.18	6.2076	6.2068~ 6.2100	6.2075	-0.0021	5.0595	0.0399	0.80071	-0.0001	7.0820	0.0783	3.5000	5012.47	-191.43
2015.06.19	6.2074	6.2070~ 6.2180	6.2095	0.0020	5.0402	-0.0193	0.80094	0.0002	7.0252	-0.0568	2.8600	4692.57	-319.90

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2015 年 6 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【規則】 【自由貿易試験区】 ○「財政部、税関総署、国家税務総局の自由貿易試験区の関係輸入税政策に関する通知」(財関税[2015] 19 号・21 号・22 号、2015 年 5 月 20 日発布・実施) ○「交通運輸部の国家自由貿易試験区での若干の海運政策試行に関する公告」(2015 年 6 月 1 日公布・施行) 【関税】 ○「税額滞納金の減免関連事項の明確化に関する公告」(税関総署公告 2015 年第 27 号、2015 年 6 月 5 日公布・施行) 【税】 ○「『税減免管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 43 号、2015 年 6 月 8 日公布、同年 8 月 1 日施行) ○「財政部、国家税務総局の高新技術企業の従業員教育経費税前控除政策に関する通知」(財税[2015] 63 号、2015 年 6 月 9 日発布、同年 1 月 1 日実施)	上海の自由貿易試験区で先行試行されている輸入税政策を広東、天津、福建の自由貿易試験区にも適用するとした通知。■特に、自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域での「選択的関税徴収」(生産・加工企業の国内販売時の輸入関税の課税対象を輸入原材料・部品とするか製品とするか企業に選択させる方式)と、保税展示取引プラットフォームの設立があげられている。 自由貿易試験区での海運業務の開放に関する公告。■①国際船舶運輸業務:中外合弁・合作企業では外資比率制限を設けない(董事長・総経理も当事者の協議で決定してよい)、但し独資企業は上海自由貿易試験区(外国企業一般が対象)と広東自由貿易試験区(香港・マカオ企業が対象)のみで許可、②国際船舶代理業務:外資比率 51% までの中外合弁・合作企業を許可、③国際海運積み卸し業務、コンテナ・ターミナル・ヤード業務:独資企業を許可、④国際船舶管理業務:独資企業を許可。■以上のうち、国際船舶管理業務は省級交通運輸部門、その他は交通運輸部が許可するとされている。 関税等の滞納金減免の扱いを示したもの。■減免となる納税義務者の事由は、①経営困難により所定の期限内には納付が困難で、期限後 3 ヶ月以内に納付する場合、②不可抗力または国の政策調整の原因により所定の期限内には納付できないが、状況が消滅した後 3 ヶ月以内に納付する場合、③通関後に納税者自身が納税額の不足または漏れを発見し、自主的に納税する場合など。■納税義務者が通関証明書、滞納金納付書、状況報告書などにより税関に申請する。 行政改革の一環として、税に関する行政審査許可項目が多数取り消されている中で、税の減免の申告手続きを改めて示したもの。■税務機関の認可が不要とされた減免項目は届出とされ、納税申告時に申告表に記入するか、資料を提出するか、納税申告期間後の所定期限内に資料を提出するか、いずれかの方法で行うとされている。 高新技術企業に対する税の優遇措置。従業員教育経費について、賃金総額の 8% までの企業所得税の所得控除と超過部分の次年度への繰り越しを認めるもの。サービス・アウトソーシング企業と同様の措置。
---	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2015 年 7 月 24 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>